

第 4 9 4 回（定例）福崎町議会会議録

令和 2 年 1 2 月 1 7 日（木）

午前 9 時 3 0 分 開 会

○令和 2 年 1 2 月 1 7 日、第 4 9 4 回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 1 4 名

1 番	河 嶋 重一郎	8 番	竹 本 繁 夫
2 番	松 岡 秀 人	9 番	柴 田 幹 夫
3 番	三 輪 一 朝	1 0 番	富 田 昭 市
4 番	山 口 純	1 1 番	高 井 國 年
5 番	小 林 博	1 2 番	城 谷 英 之
6 番	石 野 光 市	1 3 番	前 川 裕 量
7 番	木 村 いづみ	1 4 番	北 山 孝 彦

○欠席議員（な し）

○事務局より出席した職員

事 務 局 長 岩 木 秀 人 主 査 塩 見 浩 幸

○説明のため出席した職員

町 長	尾 崎 吉 晴	副 町 長	近 藤 博 之
教 育 長	高 橋 涉	公 営 企 業 管 理 者	福 永 聡
技 監	野 邊 正 彦	会 計 管 理 者	小 幡 伸 一
総 務 課 長	尾 崎 俊 也	企 画 財 政 課 長	吉 田 利 彦
税 務 課 長	三 木 雅 人	地 域 振 興 課 長	成 田 邦 造
住 民 生 活 課 長	大 塚 久 典	健 康 福 祉 課 長	谷 岡 周 和
農 林 振 興 課 長	松 岡 伸 泰	ま ち づ く り 課 長	山 下 勝 功
上 下 水 道 課 長	橋 本 繁 樹	学 校 教 育 課 長	大 塚 謙 一
社 会 教 育 課 長	松 田 清 彦		

○議事日程

- 第 1 総括質疑
- 第 2 委員長報告・質疑
- 第 3 開会中の所管事務調査報告
- 第 4 討論・採決
- 第 5 追加議案の上程、討論・採決
- 第 6 議員派遣
- 第 7 閉会中の継続調査申出

○本日の会議に付した事件

- 第 1 総括質疑
- 第 2 委員長報告・質疑
- 第 3 開会中の所管事務調査報告
- 第 4 討論・採決
- 第 5 追加議案の上程、討論・採決

- 第 6 議員派遣
第 7 閉会中の継続調査申出

開 議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は14名でございます。
定足数に達しております。
なお、本日の日程第4、討論・採決において、議案第81号については、議長及び議員の除籍に伴い、既に選任している10番、富田昭市議員を仮議長としますので、あらかじめお知らせします。
それでは、これより本日の日程に入ります。
本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 総括質疑

議 長 日程第1は、総括質疑であります。
それでは、総括質疑に入ります。
質疑をされる際は、議案番号及び関係する資料名、ページ数等をお示しの上、質疑をしていただきますようお願いいたします。
質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)
議 長 ないようでありますので、総括質疑を終結いたします。

日程第2 委員長報告、質疑

議 長 次の日程は、委員長報告及びこれに対する質疑であります。
12月7日の本会議2日目において、議案19件がそれぞれの委員会に付託され、慎重審議がなされて議長宛てに審査報告書が提出されております。
各委員会から、その審査報告をしていただき、その後、委員長報告に対する質疑を受けてまいります。
まず、事務局に総務文教常任委員会の審査報告書を朗読させます。
(書記朗読)
議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。
総務文教常任委員会、山口委員長。
山口総務文教 皆様、おはようございます。
常任委員長 総務文教常任委員会に付託されました議案の審査について報告します。
委員会を令和2年12月8日に開催し、付託されました6議案について審査を行いました。
審査の結果につきましては事務局から朗読のとおり、全ての議案で原案のとおり可決すべきものと決定したことをご報告申し上げます。
議案第82号、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更について。
この退職手当組合は、県下の市町等で組織され、職員等の退職手当の支給に関

する事務を共同処理する一部事務組合で、このたび市川町外三ヶ市町共有財産事務組合が加入すること、また、西脇多可行政事務組合との事務統合により、北播磨清掃事務組合が解散し脱退することから、この組合規約を令和3年4月1日付で改正するということです。

議案第83号、福崎町議会議員及び福崎町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定については、公職選挙法の一部改正により、町村選挙においても選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成の3点が条例による選挙公営の対象となったというものです。

議案第84号、福崎町議会議員及び福崎町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定について。

選挙に行きたいが候補者の情報が少なすぎて誰に投票していいかわからないという有権者からの問合せが幾らかあることを踏まえて、選挙管理委員会では、次期選挙から選挙公報を発行することを決定し、このたび条例を新しく制定するということです。

議案第85号、地方税法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例については、令和2年度税制改正において、納税環境の整備のため市中金利の実勢を踏まえ、利子税還付加算金の割合の引下げが行われた。これに伴い、納税の猶予等の場合に軽減される延滞税についても同様に割合が引き下げられたため、改正するものということです。

議案第88号、福崎町いじめ防止対策推進条例の制定については、いじめ防止についての基本理念を明らかにし、福崎町の子どもたちが安心して生活し、学ぶことができる環境づくりに努めていくというものです。

委員から、「本当に様々な危惧というか、以前と比べて子どもたちを取り巻く環境というのは大きくさま変わりしているということも踏まえて、様々な面での方策等は検討して、充実していただきたい」との意見具申。

ほかの委員からは、「卒業間近にいじめにあった際の対応について」の質疑があり、教育長より「必ず責任を持って対応いたしますし、卒業されても問題が継続している場合はふくさきっこステーションなど、セーフティーネットという形で対応できるので安心いただけると思う」などの答弁がありました。

さらにほかの委員からも「傍観者をつくらない、傍観者も加害者であるという認識を子どもたちへ教えていくことが重要」といった内容の意見もありました。

議案第89号、令和2年度福崎町一般会計補正予算（第5号）について、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ2,320万円を追加し、補正後の予算の総額を106億3,230万円とするということです。

また、議案の第2条、債務負担行為の補正で、福崎町文珠荘指定管理事業として、令和3年度から令和5年度の3か年の限度額3,300万円を計上しているとのことです。

委員から、小中学校費の光熱費の増額について質疑があり、「夏場での使用増、コロナ対策でエアコンをつけながら同時に窓を開けて換気をしているなどの要因での補正」との答弁がありました。

以上、委員会で審査した全ての議案において、挙手全員で原案のとおり可決すべきものとなりました。

以上で、総務文教常任委員会からの報告を終わります。議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

長 総務文教常任委員長からの説明が終わりました。

委員長に対する質疑はありませんか。

議

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、総務文教常任委員長報告に対する質疑を終結します。
次、民生まちづくり常任委員会の審査報告書を事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。
民生まちづくり常任委員会、小林委員長。

小林民生まちづくり 民生まちづくり常任委員会の審査報告をさせていただきます。

常 任 委 員 長 委員会に付託された議案第 79 号をはじめ 13 件について、12 月 9 日、委員会を開催し、町長、副町長、公営企業管理者、技監及び担当課長などの出席を求め、慎重に審査をいたしました。

審査経過から幾つか取り上げ、補足報告とさせていただきます。

議案第 79 号は、福崎町もちむぎのやかたの指定管理者指定であります。コロナ禍でもあり、保険加入について確認がありました。全国商工連合会のビジネス保険で 1 事故 3 億円の保障、指定管理者が加入しているあんしんフード君保険は 1 事故 1 億円までとのことであります。最近の営業状況は回復基調にあること。また、11 月 27 日に酒類の、お酒です、販売許可が下りたとのことであります。

ほかに、米澤 2 号とフクミファイバーについての質疑がありました。

議案第 80 号は、福崎町工業団地企業会館の指定管理についてでございます。管理状況は 1 か月単位で報告書が回ってきており、全て町長まで回しているとのことであります。

議案第 81 号は、福崎町老人デイサービスセンターの指定管理についてです。通常災害を想定した訓練はできているとのことであります。

議案第 86 号は、福崎町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例改正で、障がい児のサービス事業に応えるものであります。

議案第 87 号は、福崎町介護支援事業の人員に関するもので、福崎町内には 9 事業所がありますが、人員確保については困難な課題ではありますが、複数の資格取得者がそれぞれできるよう啓発を、等の意見がありました。

議案第 90 号は、国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）であります。高額の治療があったとのことであります。

議案第 91 号から第 96 号は、各特別会計の補正予算で、人件費の調整のほか、第 95 号は交付税の算定に関して平準化債の変更、浄化センターに職員 1 名の配置がおかれまして。

議案第 97 号は、町道路線の認定であります。

委員会は審査の結果、付託議案について、いずれも全員賛成で可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

議 長 民生まちづくり常任委員長からの説明が終わりました。
委員長に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、民生まちづくり常任委員長報告に対する質疑を終結します。

日程第 3 開会中の所管事務調査報告

議 長 日程第 3 は、開会中の所管事務調査報告であります。
委員会の活動について、委員長に報告を求めます。

総務文教常任委員会、山口委員長。

山口総務文教 総務文教常任委員会から、開会中の所管事務調査について報告をいたします。
常任委員長 委員会は12月8日に開かれました。

内容は、福崎町第6次行政改革大綱及び実施計画案について、資料を交えた報告があり、12月18日金曜日から翌年の令和3年1月15日金曜日まで、パブリックコメントを募集し、広く意見や提案を求めるとのことです。

以上で、開会中の総務文教常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

議長 次、民生まちづくり常任委員会、小林委員長。

小林民生まちづくり 民生まちづくり常任委員会の調査報告をさせていただきます。

常任委員長 12月9日、議会開会中の調査報告であります。

公害防止協定に基づく協議について、2件がございました。

福伸電機株式会社福崎工場の整備に関するもので、垂直搬送装置設置などあります。

もう1件は株式会社マンダムからで、新工場の設置に伴い設置する守衛室の空調機整備に関するものであります。

それぞれ質疑の後、全員賛成で了承することといたしました。

以上です。

議長 次、議会運営委員会、富田委員長。

富田議会運営委員長 本委員会は、議会開会中に下記事項について調査したから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

調査事項（1）協議事項としては、第494回12月定例会の追加議案（予定）について。2点目に議員派遣について。3点目その他であります。

調査期日は、12月15日、火曜日、午前8時53分から、総務課長出席の下、全委員が出席し、開催しました。

3、調査の概要でございますけども、1、協議事項について、第494回12月定例会の追加議案（予定）について協議し、民生まちづくり常任委員会提案分の意見書案第3号については、12月17日、木曜日、開催予定の本会議5日目の日程第5で上程し、委員会付託を省略して即決することを確認しました。

2点目に、議員派遣について協議し、2021年1月28日開催予定の議長、副議長が研修会に参加するもので、議員派遣の議決としては副議長のみとなり、本会議において決定することを確認しました。

3点目に、次回の議会運営委員会開催の日程変更について協議し、開催日を令和3年1月13日、水曜日、午前9時30分に決定しました。

以上、議会運営委員会からの報告といたします。

議長 次、ごみ処理計画検討特別委員会、前川委員長。

前川ごみ処理計画 ごみ処理計画検討特別委員会から議会開会中に行いました所管事務調査について報告をさせていただきます。
検討特別委員長

委員会は12月10日に開催いたしました。調査の結果報告につきましては、配付しております委員会調査報告書のとおりですが、主な事項について説明をさせていただきます。

12月10日の委員会では、くれさか環境事務組合について及び神崎郡ごみ処理施設建設についての報告がありました。

くれさかクリーンセンターの積替施設整備工事、積替運搬車両購入について、令和3年3月2日に一般競争入札を実施する予定であるとのこと。

神崎郡ごみ処理施設建設については、建設予定地が市川町浅野に決定したとの報告がありました。これから新施設整備の基本計画策定に向け、協議を進めてい

くとのこと。今後は手戻りのないよう丁寧に進めていてもらいたいと思います。なお、事業を進める上では、必要に応じて、随時、近隣関係者に丁寧な説明を心がけてもらいたいと思います。

また、一部事務組合の件についても、報告がありました。福崎町の意見が反映されるよう早期に協議を進められることを要望いたします。

以上で、ごみ処理計画検討特別委員会からの報告を終わります。

議 長 以上で、開会中の所管事務調査の報告を終わります。

日程第４ 討論・採決

議 長 日程第４は、討論・採決であります。

それでは、議案第７９号、福崎町もちむぎのやかたの指定管理者の指定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第７９号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第７９号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第８０号、福崎町工業団地企業会館の指定管理者の指定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第８０号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第８０号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第８１号について、地方自治法第１１７条の規定により、１３番、前川裕量副議長、８番、竹本繁夫議員、及び私、議長の北山の退場を求めます。あらかじめ選任した１０番、富田昭市議員を仮議長とします。

暫時休憩します。

（北山議長降壇、北山議長・前川副議長・竹本議員退場、富田仮議長登壇）

◇

休憩 午前 ９時５４分

再開 午前 ９時５４分

◇

仮 議 長 再開します。
 議長の選任により、議案第 8 1 号における仮議長を務めます。
 議案第 8 1 号、福崎町老人デイサービスセンターの指定管理者の指定についての討論を行います。
 討論はありませんか。
 （「ありません」の声あり）

仮 議 長 討論なしと認めます。
 これより採決を行います。
 議案第 8 1 号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
 委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
 （起立全員）

仮 議 長 起立全員であります。
 よって、議案第 8 1 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
 1 4 番、北山孝彦議長、1 3 番、前川裕量副議長、8 番、竹本繁夫議員の入場を求めます。
 暫時休憩します。
 （富田仮議長降壇、北山議長・前川副議長・竹本議員入場、北山議長登壇）

◇

休憩 午前 9 時 5 5 分
 再開 午前 9 時 5 6 分

◇

議 長 再開します。
 次、議案第 8 2 号、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更についての討論を行います。
 討論はありませんか。
 （「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。
 これより採決を行います。
 議案第 8 2 号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は原案のとおり可決するであります。
 委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
 （起立全員）

議 長 起立全員であります。
 よって、議案第 8 2 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
 次、議案第 8 3 号、福崎町議会議員及び福崎町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についての討論を行います。
 討論はありませんか。
 （「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。
 これより採決を行います。
 議案第 8 3 号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は原案のとおり可決するであります。
 委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第 8 3 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第 8 4 号、福崎町議会議員及び福崎町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定についての討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第 8 4 号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第 8 4 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第 8 5 号、地方税法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例についての討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第 8 5 号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第 8 5 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第 8 6 号、福崎町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第 8 6 号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第 8 6 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第 8 7 号、福崎町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。
討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第 87 号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第 87 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第 88 号、福崎町いじめ防止対策推進条例の制定についての討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第 88 号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第 88 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第 89 号、令和 2 年度福崎町一般会計補正予算（第 5 号）についての討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第 89 号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第 89 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第 90 号、令和 2 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についての討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第 90 号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第 90 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第 91 号、令和 2 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）についての討論を行います。
討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第 91 号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
（起立全員）
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第 91 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第 92 号、令和 2 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についての討論を行います。
討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第 92 号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
（起立全員）
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第 92 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第 93 号、令和 2 年度福崎町水道事業会計補正予算（第 2 号）についての討論を行います。
討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第 93 号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
（起立全員）
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第 93 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第 94 号、令和 2 年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）についての討論を行います。
討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第 9 4 号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は
原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第 9 4 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第 9 5 号、令和 2 年度福崎町下水道事業会計補正予算(第 1 号)につ
いての討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第 9 5 号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は
原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第 9 5 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第 9 6 号、令和 2 年度福崎町工業団地造成事業会計補正予算(第 1 号)
についての討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第 9 6 号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は
原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第 9 6 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第 9 7 号、福崎町道路線の認定についての討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第 9 7 号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は
原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第 9 7 号については、原案のとおり可決することに決定いたしま

した。

日程第５ 追加議案の上程、討論・採決

議 長 日程第５は、追加議案の上程、討論・採決であります。
意見書案第３号、激甚化する自然災害への対応と住民の安全・安心を確保するための社会資本整備のさらなる推進を求める意見書について、事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに提出者に本意見書案に対する詳細なる説明を求めます。

民生まちづくり常任委員会、小林委員長。

小林民生まちづくり 意見書案第３号、激甚化する自然災害への対応と住民の安全・安心を確保するための社会資本整備の更なる推進を求める意見書について、提案理由を説明させていただきます。

意見書の内容につきましては、先ほど事務局朗読のとおりであります。皆様もご承知のとおり、昨年１２月の福崎町議会で防災・減災・国土強靱化緊急対策事業等の事業期間延長を求める意見書を採択したところですが、今回、対象事業の拡大も含め、５か年計画の策定と予算の確保を要望するものであります。

福崎町民の安全・安心の確保のため、２級河川市川、下水道雨水幹線の計画的整備等の着実な推進と維持管理に資する予算を十分に確保されるよう強く要望するものとして、民生まちづくり常任委員会において検討し、国に対して地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出するものでございます。

議員各位におかれましては、提案趣旨をご理解いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

議 長 以上で、本日追加議案として上程されました議案の説明が終わりました。

これから議案に対する質疑に入ります。

意見書案第３号について、委員長に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

意見書案第３号について、会議規則第３９条第２項に規定により、委員会付託を省略し、ただいまから即決したいと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第３号については、本会議において即決することに決定いたしました。

それでは、討論・採決を行います。

意見書案第３号について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

意見書案第３号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、意見書案第３号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第６ 議員派遣

議 長 次の日程は、議員派遣であります。
お諮りいたします。
議員派遣の件につきましては、地方自治法第１００条第１３項及び会議規則第１２９条の規定に基づき、配付しております議員派遣のとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議員派遣の件については、配付しております資料のとおり、派遣することに決定しました。

日程第６ 閉会中の継続調査申出

議 長 次の日程は、閉会中の継続調査申出であります。
各委員長からそれぞれの継続調査申出書が議長宛てに提出されております。
それぞれ申出のとおり許可することに決定して、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、閉会中の継続調査申出については、それぞれ申出のとおり許可することに決定いたしました。
以上で、第４９４回福崎町議会定例会の日程は全て終わりました。
よって、本定例会を閉会することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
第４９４回福崎町議会定例会を閉会することに決定いたしました。
閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。
今定例会は、１２月４日に招集され、本日までの１４日間にわたり本会議及び委員会と連日ご精励を賜り、誠にありがとうございました。
本定例会に提出されました全ての案件について、慎重審議の上、それぞれ適正妥当なる結論づけをいただきました。
また、議事の運営につきましても格段のご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

この間、理事者の皆様には資料の作成をはじめ、議会の審議における協力に対して敬意を表しますとともに、本会議及び委員会において議員各位から述べられました意見、要望事項につきましては特に考慮され、執行の上に十分反映されますよう、強く要望いたす次第であります。

閉会に当たりまして、町長からご挨拶をいただきます。

町 長 第４９４回福崎町議会定例会の閉会に当たりまして、一言挨拶とお礼を申し上げます。

本定例会では、２０議案を提案させていただきました。いずれも重要な議案で

ありましたが、慎重に審議をしていただき、全員起立で可決していただきありがとうございました。

審議の中でいただきましたご意見は、執行に当たって参考とさせていただきます。また、一般質問におきましても9名の議員から、いろいろな角度からご質問をいただきました。これらのご意見、提言につきましても、しっかりと受け止めて、これからの行政運営に生かしてまいります。

また、ごみ処理計画検討特別委員会ではうれしい報告をさせていただきました。神崎郡3町で取り組んでいる、今一番の課題であります神崎郡ごみ処理施設の建設予定地について、地元の同意をいただくことができました。田口地区を断念してから、ごみ処理施設建設用地選定委員会で一番評価の高かった市川町の浅野地区に建設予定地としてお願いをしていたのですが、引き受けていただくことになり感謝をしているところでございます。浅野区の皆さんの思いには、しっかりと応えていかなければと思っています。

区民の中には反対の方もいらっしゃいます。けれども、建設に向けては賛成の方、反対であった方の区別なく、多くの人の意見に耳を傾け、心配していたが誘致をしてよかったなと喜んでいただける施設を建設する責任が私たちにはあると考えております。そういった覚悟で取り組んでまいります。

令和2年もあと僅かを残すばかりとなってまいりました。来年1月には臨時会を開催し、残されております文珠荘の指定管理者の指定について提案をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

ここにきて急に寒さが厳しくなっております。議員の皆様におかれましては、健康にはくれぐれも留意をされまして、新しい年をお元気でお迎えいただきますようお願いをいたしまして、今議会のお礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議

長 それでは、以上をもちまして閉会といたします。お疲れさまでした。

閉会 午前10時22分

地方自治法第 1 2 3 条の規定により、ここに署名する。

令和 3 年 2 月

福崎町議会議長 北 山 孝 彦

福崎町議会仮議長 富 田 昭 市

福崎町議会議員 山 口 純

福崎町議会議員 高 井 國 年